

# 兵庫県公報

平成24年3月30日 金曜日 第11号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 兵庫県立体育施設管理規則（労政福祉課）	1

## 公布された法令のあらまし

### ●兵庫県立体育施設管理規則（規則第15号）

兵庫県立体育施設（兵庫県立文化体育館に限る。）の管理に関して、休館日、開館時間、入館者の遵守事項、利用の許可の手續、利用料金の基準額等について必要な事項を定めることとした。

## 規 則

兵庫県立体育施設管理規則をここに公布する。  
平成24年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第15号

#### 兵庫県立体育施設管理規則

（趣旨）

第1条 この規則は、兵庫県立体育施設の設置及び管理に関する条例（平成24年兵庫県条例第24号。以下「条例」という。）第9条及び公の施設の指定管理者の指定等に関する条例（平成16年兵庫県条例第2号）第4条の規定に基づき、兵庫県立体育施設（兵庫県立文化体育館に限る。以下「体育施設」という。）の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

（休館日）

第2条 体育施設の休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 毎月第1月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日（その日が同法に規定する祝日に当たるときは、その翌日））
- (2) 12月28日から翌年の1月4日までの間において、知事が定める日

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の休館日以外の日において臨時に休館し、又は同項の休館日において臨時に開館することができる。

（開館時間）

第3条 体育施設の開館時間は、体育施設の利用の状況等を勘案して、知事が定める時間とする。

（入館者の遵守事項）

第4条 体育施設に入館した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外において喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となるおそれがある物品、動物等を携帯しないこと。
- (3) 騒音又は怒声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 利用の許可が必要とされている体育施設の施設を許可なしに利用しないこと。
- (5) 許可なしに、物品の販売、宣伝その他これに類する行為をしないこと。
- (6) 許可なしに、宣伝文、ポスター、ビラ等を配布し、若しくは掲示し、又はくぎ等を打たないこと。
- (7) 体育施設の施設に特別の設備、装飾等をしないこと（第9条第1項の規定により知事の承認を受けて行う場合を除く。）。
- (8) みだりに共用の場所に物品を放置しないこと。
- (9) 前各号に掲げる事項のほか、体育施設の管理上必要な指示に従うこと。

（入館の拒否等）

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対して、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に著しい迷惑をかけるおそれがあると認められる者
- (2) 前条の規定に違反し、又はそのおそれがある者

(利用等の許可の申請)

第6条 条例第4条の規定により体育施設の施設を利用しようとする者は、兵庫県立文化体育館利用許可申請書(様式第1号)又は兵庫県立文化体育館利便施設事業申請書(様式第2号)(以下これらを「利用許可申請書」という。)を知事に提出しなければならない。ただし、体育室、多目的室、格技室若しくはプールを共同で利用し、又はトレーニング室を利用する場合にあっては係員にその旨を口頭で申し出ることをもって、駐車場を利用する場合にあっては駐車場に設けられた設備を用いて駐車券の交付を請求することをもって足りる。

2 兵庫県立文化体育館利便施設事業申請書には、利便施設の利用計画を記載した図面その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 兵庫県立文化体育館利用許可申請書は、体育施設の施設を利用しようとする日の1年前の日の属する月の初日から受け付けるものとする。ただし、知事が管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

4 条例第5条の規定により講座を受講しようとする者は、講座受講許可申請書(様式第3号。以下「受講許可申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

5 利用許可申請書及び受講許可申請書の受付時間は、休館日以外の日の9時から17時までとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(利用等の許可の基準)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条例第4条又は第5条の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 体育施設の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、体育施設の管理上支障があるとき。

(利用等の許可)

第8条 知事は、利用許可申請書を受理した場合において、条例第4条の許可を決定したときは、兵庫県立文化体育館利用許可書(以下「利用許可書」という。)を当該申込みをした者に交付するものとする。ただし、体育室、多目的室、格技室若しくはプールの共同利用又はトレーニング室の利用の許可を決定したときにあつては利用券を、駐車場の利用の許可を決定したときにあつては駐車券を当該利用しようとする者に交付するものとする。

2 知事は、受講許可申請書を受理した場合において、条例第5条の許可を決定したときは、講座受講許可書(以下「受講許可書」という。)を当該申込みをした者に交付するものとする。

3 前2項の場合において、知事は、体育施設の管理上必要があるときは、当該許可に条件を付することができる。

4 知事は、利用許可申請書又は受講許可申請書の提出があつた場合において、その内容が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その理由を付して当該申込みをした者に文書で不許可の通知をするものとする。

(設備等の設置の承認等)

第9条 条例第4条の許可を受けた体育施設の施設に、特別の設備、装飾等をしようとする者は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、その利用の終了後、速やかに当該設備、装飾等を撤去し、原状に回復しなければならない。

(利用の変更)

第10条 利用許可書の交付を受けた者は、利用の内容を変更しようとするときは、あらかじめ兵庫県立文化体育館利用内容変更承認申請書(様式第4号)又は兵庫県立文化体育館利便施設事業内容変更承認申請書(様式第5号)(以下これらを「利用内容変更承認申請書」という。)に、既に交付を受けた利用許可書その他知事が必要と認める書類を添えて、これを知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、利用内容変更承認申請書を受理した場合において、当該申請の内容がやむを得ないものであると認めるときは、これを承認するものとする。この場合においては、第8条第1項本文及び第3項の規定を準用する。

3 利用許可書の交付を受けた者は、その者の住所又は氏名（法人又は団体にあつては、所在地又は名称）を変更したときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

（利用料金の基準額）

第11条 条例別表 1 の部の規定による規則で定める額及び条例第 8 条第 3 項第 2 号の規定による規則で定める基準額は、別表に定めるとおりとする。

（管理）

第12条 条例及びこの規則に基づく知事の権限のうち、条例第 8 条第 3 項本文及び第 4 項並びに次条の規定に基づく権限以外の権限は、条例第 8 条第 1 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。ただし、第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 条の規定に基づく権限については、指定管理者が、あらかじめ知事に協議して行うものとする。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、体育施設の管理に関して必要な事項は、指定管理者が知事の承認を受けて定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年 4月 1 日から施行する。

（兵庫県立文化体育館管理規則の廃止）

2 兵庫県立文化体育館管理規則（昭和60年兵庫県規則第36号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行の日前に前項の規定による廃止前の兵庫県立文化体育館管理規則によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

別表（第11条関係）

1 多目的ホール等を平日に専用利用する場合の利用料金の基準額

区分				基準額					
				開館時刻から12時まで	13時から17時まで	18時から閉館時刻まで	開館時刻から17時まで	13時から閉館時刻まで	開館時刻から閉館時刻まで
多目的ホール	入場料その他これに類するものを徴収しない場合	文化活動等に利用する場合	全部利用	円 30,100	円 40,200	円 45,200	円 70,300	円 85,400	円 115,500
			一部利用	18,600	24,800	27,900	43,400	52,700	71,300
		体育・スポーツに利用する場合	全部利用	17,800	23,800	26,800	41,600	50,600	68,400
			一部利用	6,300	8,400	9,500	14,700	17,900	24,200
	入場料その他これに類するものを徴収する場合	文化活動等に利用する場合	全部利用	54,300	72,300	81,400	126,600	153,700	208,000
			一部利用	33,500	44,700	50,300	78,200	95,000	128,500
		体育・スポーツに利用する場合	全部利用	32,000	42,700	48,100	74,700	90,800	122,800
			一部利用	11,300	15,200	17,000	26,500	32,200	43,500
小ホール				3,900	5,100	5,800	9,000	10,900	14,800
体育室				5,700	7,600	8,600	13,300	16,200	21,900
多目的室				3,000	4,000	4,600	7,000	8,600	11,600
格技室				2,400	3,200	3,600	5,600	6,800	9,200

## 2 附属設備の利用料金の基準額

附属設備		基準額
楽器	グランドピアノ (A)	1台につき7,200円
	グランドピアノ (B)	1台につき4,800円
体育設備及び器具等(多目的ホール)	鉄棒	1台につき500円
	つり輪	1組につき500円
	平行棒	1台につき500円
	跳馬	1台につき500円
	あん馬	1台につき500円
	段違い平行棒	1台につき500円
	平均台	1台につき500円
	跳馬用助走路	1組につき300円
	踏切板	1枚につき100円
	移動式バスケット台	1対につき1,500円
	バレーボール用支柱(ネットを含む。)	1組につき500円
	テニス用支柱(ネットを含む。)	1組につき500円
	バドミントン用支柱(ネットを含む。)	1組につき300円
	卓球台(サポートネットを含む。)	1台につき300円
	卓球用スクリーン	1台につき50円
	柔道用畳	1畳につき50円
	得点表示装置	1対につき3,000円
	24秒・30秒ルール装置	1対につき500円
	審判台	1台につき200円
	得点板	1台につき200円
対戦表示板	1台につき200円	
その他の器具等	1個につき100円	
駐車場	大型車(乗車定員30人以上又は車両総重量8トン以上の自動車をいう。)	1台1回につき1,600円
	中型車(乗車定員11人以上30人未満又は車両総重量4トン以上8トン未満の自動車をいう。)	1台1回につき800円
	小型車(大型車及び中型車以外の自動車(自動二輪車を除く。))をいう。)	1台1回につき500円

その他	暖房設備（多目的ホール）	1時間につき15,000円
	暖房設備（体育室）	1時間につき5,200円
	冷房設備（多目的ホール）	1時間につき10,000円
	冷房設備（体育室）	1時間につき3,500円
	持込み電気器具用コンセント	1キロワットにつき250円
	持込み電気器具用コンセント（録音器具を持込む場合）	持込み器具1式につき2,000円
	持込み電気器具用コンセント（録画器具を持込む場合）	持込み器具1式につき3,000円
	持込み電気器具用コンセント（ミキシングセットを持込む場合）	持込み器具1式につき5,000円

- 備考 1 ピアノの調律は、利用者が行うこと。  
 2 冷房設備又は暖房設備を利用する場合において、利用の時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。  
 3 持込み電気器具用コンセントを利用する場合の1キロワットとは、持込み電気器具の定格消費電力量の1キロワットをいい、当該定格消費電力量の合計量に1キロワットに満たない端数があるときは、これを1キロワットとする。

3 受講に係る料金の基準額

区分	基準額	備考
体育室を利用する講座	1人1講座につき6,000円	小学校の児童及び中学校の生徒（これらに準ずる学校の児童及び生徒を含む。）並びに就学前の者が受講する場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の2分の1の額とする。
プールを利用する講座	1人1講座につき12,000円	
研修室を利用する講座	1人1講座につき12,000円	
トレーニング室を利用する講座	1人1講座につき10,000円	

様式第1号（第6条、第8条関係）

兵庫県立文化体育館利用許可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住 所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話（ ） ー 番

利用の目的	行事の名称
	行事の内容
利用の日時	年 月 日（ ） 時から 時まで



利 便 施 設 の 用 途	
事業を行おうとする利便施設	
事業を行おうとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

注 自動販売機の設置の事業を行おうとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

様式第3号（第6条、第8条関係）

講 座 受 講 許 可 申 請 書

年 月 日

兵庫県知事 様

住 所 .....

氏 名 .....

電 話 ( ) ..... 番

受 講 講 座 名	
利 用 料 金	円

様式第4号（第10条関係）

兵 庫 県 立 文 化 体 育 館 利 用 内 容 変 更 承 認 申 請 書

年 月 日

兵庫県知事 様

住 所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話 ( ) ..... 番

変 更 内 容	事 項		変 更 前		変 更 後		変 更 前 の 利 用 料 金 と 変 更 後 の 利 用 料 金 と の 差 額
	多 目 的 ホール	利 用 方 法					
変 更 内 容		行 事 の 名 称					
		行 事 の 内 容					
		利 用 の 日 時	年 月 日 時 から 時 まで		年 月 日 時 から 時 まで		
		利 用 形 態	<input type="checkbox"/> 営 業 行 為 <input type="checkbox"/> そ の 他		<input type="checkbox"/> 営 業 行 為 <input type="checkbox"/> そ の 他		
		利 用 方 法	<input type="checkbox"/> 一 部 利 用 <input type="checkbox"/> 全 部 利 用		<input type="checkbox"/> 一 部 利 用 <input type="checkbox"/> 全 部 利 用		
	時 間 区 分	舞 台 練 習	時 ~ 時	① 円	舞 台 練 習	時 ~ 時	① 円
		準 備	時 ~ 時	② 円	準 備	時 ~ 時	② 円

	実施 時～ 時	③ 円	実施 時～ 時	③ 円	③ 円
	後始 時～ 時 末	④ 円	後始 時～ 時 末	④ 円	④ 円
その他の  施設	<input type="checkbox"/> 小 ホール	⑤ 円	<input type="checkbox"/> 小 ホール	⑤ 円	⑤ 円
	<input type="checkbox"/> 体 育 室	⑥ 円	<input type="checkbox"/> 体 育 室	⑥ 円	⑥ 円
	<input type="checkbox"/> 多 目 的 室	⑦ 円	<input type="checkbox"/> 多 目 的 室	⑦ 円	⑦ 円
	<input type="checkbox"/> 第 1 格 技 室	⑧ 円	<input type="checkbox"/> 第 1 格 技 室	⑧ 円	⑧ 円
	<input type="checkbox"/> 第 2 格 技 室	⑨ 円	<input type="checkbox"/> 第 2 格 技 室	⑨ 円	⑨ 円
	<input type="checkbox"/> プ ール	⑩ 円	<input type="checkbox"/> プ ール	⑩ 円	⑩ 円
	<input type="checkbox"/> 特別会議室	⑪ 円	<input type="checkbox"/> 特別会議室	⑪ 円	⑪ 円
	<input type="checkbox"/> 会 議 室 A	⑫ 円	<input type="checkbox"/> 会 議 室 A	⑫ 円	⑫ 円
	<input type="checkbox"/> 会議室B-1	⑬ 円	<input type="checkbox"/> 会議室B-1	⑬ 円	⑬ 円
	<input type="checkbox"/> 会議室B-2	⑭ 円	<input type="checkbox"/> 会議室B-2	⑭ 円	⑭ 円
	<input type="checkbox"/> 和室会議室	⑮ 円	<input type="checkbox"/> 和室会議室	⑮ 円	⑮ 円
	<input type="checkbox"/> 研修室A-1	⑯ 円	<input type="checkbox"/> 研修室A-1	⑯ 円	⑯ 円
	<input type="checkbox"/> 研修室A-2	⑰ 円	<input type="checkbox"/> 研修室A-2	⑰ 円	⑰ 円
	<input type="checkbox"/> 研修室B-1	⑱ 円	<input type="checkbox"/> 研修室B-1	⑱ 円	⑱ 円
	<input type="checkbox"/> 研修室B-2	⑲ 円	<input type="checkbox"/> 研修室B-2	⑲ 円	⑲ 円
	<input type="checkbox"/> 研修室B-3	⑳ 円	<input type="checkbox"/> 研修室B-3	⑳ 円	⑳ 円
	<input type="checkbox"/> 創 作 室	㉑ 円	<input type="checkbox"/> 創 作 室	㉑ 円	㉑ 円
合 計 (①—㉑)		円		円	円
変 更 の 理 由					

変更前の利用料金と  
変更後の利用料金  
との差額合計 円

注 1 太線の中だけ記入してください。

2 □については、該当するものに「レ」を記入してください。

様式第5号（第10条関係）

兵庫県立文化体育館利便施設事業内容変更承認申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住 所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）



電 話 ( ) ー 番

	事 項	変 更 前	変 更 後
変更の内容	利便施設の用途		
	事業を行う利便施設		
	事業を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
	そ の 他		
変更の理由			

注 自動販売機の設置の事業を行う場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。